

2020年11月20日

日本原燃株式会社

再処理事業部

設工認申請の現状と対応方針

No	分類	コメント内容	コメント対応方針の詳細記載案
1	申請対象設備の選定	申請対象設備の重要度を考慮した選定の考え方について、説明すること。	<p>・既認可及び新規基準における申請対象範囲の考え方、抽出した機器等を設工認申請書へ反映する際の分別（仕様表対象／基本設計方針対象）の基本的な考え方、抜け漏れなく対象機器を抽出するための作業手順（事業変更許可－既設工認－設計図書等の紐づけ、色塗り等）については11/12面談において説明した。</p> <p>※社内ガイドに基づく整理した結果として既認可設備の記載適正化、分別判断に迷うものが個々の設備で確認された場合は、申請前までの面談において確認をさせて頂いてから申請する。</p> <p>※設工認申請対象設備リストには仕様表対象及び基本設計方針対象（個別）を記載するものを纏めて記載するが、詳細設計中である設備は第1回目申請のリストでは明確化できないため、数量等一部変更が生じる箇所はリストにおいてその旨が分かるよう明示を行い、各分割申請前の時点（詳細設計完了）において適宜リスト更新を行い、抜け漏れがない確認を行う。</p>
2		管継手等の仕様表に表現されない設備、既設工認において仕様表対象外の設備も含め、再処理施設として申請対象設備を明確化すること。	
3		事業変更許可書で記載された設備が漏れなく申請対象設備に抽出されていることを説明すること。	
4		技術基準との関係等を整理し、対象設備を全て網羅したリストを作成すること。	
5		仕様表記載対象設備、基本設計記載対象設備の考え方を説明すること。	
6	類型化	竜巻の様式－6について、火災と比較すると記載不足が見られるため、他条文も含めて記載内容の不足がないか確認すること。	・11/12面談における評価項目の抽出漏れに対する再チェック結果も含めて、様式6、7、目次案、概要説明資料一式を再提出する。なお、再整理の中で問題が生じた場合には面談を通じて相談させていただく。
7		類型化を行うに当たって、必要な評価、グループ化の考え等について説明する。	11月12日の資料2をもって類型化の考えを説明した。
8		抽出過程も踏まえ、類型化の結果を示す。	<u>抽出過程も踏まえた類型化の結果を11月27日の面談で説明する。</u>
9		代表設備を提示すること。また、合わせて類型化を踏まえた代表設備選定の考え方について説明する。	<u>類型化の結果と分割申請計画が決定次第説明をする。</u>
10	申請図書	機種に応じた仕様表記載内容を提示すること。	<p>・仕様表への記載事項については、様式－6、7で整理した機能要求に対して、機能要求に応じた仕様の記載の要否を機種ごとに検討して記載内容を決定する方針である。</p> <p>・また、申請書作成検討の中で新たに発生した課題についても面談を通じて相談させていただく。</p> <p>・上記整理の考え方を11月20日、27日の面談にて説明する。</p>
11		様式－6、7の整理結果と添付書類の目次・構成の関係を示すこと。	・11/12面談資料2－2にて考え方を示した。
12	分割申請	分割申請計画の考えについて説明すること。分割申請計画は、設計進捗、工事工程、類型化、代表設備や他事業の計画等を踏まえて、説明すること。	<u>日本原燃として4事業を考慮した申請計画について、効率的な審査につながっているのか整理し、11月27日に説明する。</u>